

(案)

川口市情報公開・個人情報保護調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）に定める公文書の公開及び川口市個人情報保護条例（平成12年条例50号）に定める個人情報の開示、訂正等（以下「公開・開示等」という。）を適正かつ円滑に行うため、川口市情報公開・個人情報保護調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全庁的若しくは複数の課に係る公開・開示等の可否の判断に関すること。
- (2) 公開・開示等の可否の判断が特に困難な場合における調整に関すること。
- (3) 公開・開示等の可否の判断が他の先例となるような場合における調整に関すること。
- (4) 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会からの建議その他情報公開及び個人情報保護制度の受付状況の報告に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、委員長は助役をもってこれに充てる。

(職務権限及びその代行)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2

委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議に係る職員等の出席又は資料の提出を求めることができる。

(調整依頼の方法)

第6条 委員会への調整の依頼は、公文書公開請求・個人情報開示請求等調整依頼書（別記様式）により行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

別 表（第 3 条関係）

職 名	備 考
助 役	委 員 長
総務部長	委 員
政策審議監	
秘書課長	
企画財政部総合政策課長	
総務部総務課長	
総務部職員課長	
理財部管財課長	
市民生活部自治振興課長	
保健福祉部保健福祉総務課長	
環境部環境企画課長	
経済部商工課長	
建設部建設管理課長	
会計課長	
水道局水道部水道総務課長	
教育総務部教育総務課長	
消防本部消防総務課長	
議会事務局庶務課長	

別記様式

公文書公開請求
個人情報開示請求等
調整依頼書

年 月 日

川口市情報公開・個人情報保護
調整委員会委員長 様

担当課長名

平成 年 月 日付けで請求のありました公文書の公開・個人情報の開示、
訂正等につきまして、その可否判断について調整の必要がありますので、下記のとおり、依頼いたします。

請 求 内 容	
担当課の判断	
調 整 事 項	
そ の 他	
請 求 受 付 日	平成 年 月 日
決 定 期 限	平成 年 月 日（延長期限 平成 年 月 日）

